

資料

1 用語の説明

<あ>

●インフォーマルサービス

家族、近隣、知人、地域社会、民間やボランティアなどが行う、不定期かつ無報酬で提供する保健福祉サービスのこと。

<か>

●基幹型相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012（平成 24 年）4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

●ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療等のサービスと、それを必要とする人のニーズを調整すること。

●高機能自閉症

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い（おおむね IQ70 以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

●子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

<さ>

●支援費制度

障害のある方自らが、サービスを提供する指定事業者や施設を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組み。サービスを利用した場合、障害の種別や居宅・施設の区分に応じた「支援費」が支給されたことから、このように呼ばれた。2003（平成 15 年度）から身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に導入されたが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）による新しい障害保健福祉サービスの形成により、2006（平成 18 年度）に廃止された。

●障害者雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。2013（平成25）年4月1日からは、民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。

●障害者相談支援センター

障害のある方の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、障害のある方の地域生活を総合的に支えるため、総合的な相談支援と就労支援を行う機関のこと。

●情報アクセシビリティ

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害のある方等が不自由なく利用できること。

●ジョブコーチ

障害のある方が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

●措置制度

市町村や福祉事務所など行政機関が、福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、その行政権限によりサービスを提供する制度のこと。平成15年には契約によるサービス（支援費制度）が導入され、障害者が受けるサービスは従来の措置制度から支援費制度へと移行した。

●通級指導教室

軽度の障害のある児童生徒が各教科等の授業を通常の学級で受けて、その障害の改善・克服のために必要な特別の指導（自立活動）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることができる教育形態のこと。

<た>

●特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

<な>

●ノーマライゼーション

障害のある方や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

●ノンステップバス

出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス（low-floor bus）の呼称。

<は>

●バリアフリー

高齢者や障害のある方が社会参加をする上で、障害（バリア）となるものが除去され、自由に社会参加できるようなシステムづくりの概念のこと。

●ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えている当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組み。

●ヘルスプロモーション

WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。

●ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されており、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。

<ま>

●三重おもいやり駐車場

身体に障害のある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に、公共施設や店舗などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度のこと。

●モニタリング

利用者、サービス提供者から情報を収集し、評価・検討しケアプランの見直しを行うこと。

<や>

●ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

●ライフステージ

人間の成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期といった分け方がある。

●リハビリテーション

障害のある方々を身体的、心理的、社会的、職業的、あるいは経済的に、各人それぞれの最大限度にまで回復させること。

<A>

●ADHD（注意欠陥多動性障害）

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害をいい、注意欠陥・多動性障害と訳される。

①注意力の障害（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れはほとんどみられない。

<L>

●LD（学習障害）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

2 計画の策定経緯

年月日	内容
平成 26 年 2 月 25 日	第 1 回庁内会議 (1) 桑名市地域自立支援協議会の趣旨について (2) 桑名市における障害福祉の現状について (3) 障害者計画・障害福祉計画について
平成 26 年 3 月 12 日 平成 26 年 3 月 14 日 平成 26 年 3 月 17 日 平成 26 年 3 月 20 日	ヒアリング調査の実施
平成 26 年 3 月 20 日	第 1 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 委員長の選任について (2) 桑名市地域自立支援協議会の趣旨について (3) 桑名市における障害福祉を取りまく現状について (4) 障害者計画・障害福祉計画について
平成 26 年 4 月 25 日	第 2 回庁内会議 (1) 障害福祉サービスの内容について (2) 障害福祉に関するアンケート調査内容について (3) 公募委員について
平成 26 年 5 月 8 日	第 2 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 委員長・副委員長の選任について (2) 障害福祉サービスの内容について (3) 障害福祉に関するアンケート調査内容について (4) 公募委員について
平成 26 年 5 月 26 日 ～ 6 月 25 日	アンケート調査の実施
平成 26 年 7 月 25 日	第 3 回庁内会議 (1) 公募委員の決定について (2) 障害福祉に関するアンケート調査結果について (3) 障害福祉サービスの見込み量について
平成 26 年 8 月 7 日	第 3 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 公募委員の決定について (2) 障害福祉に関するアンケート調査結果について (3) 障害福祉サービスの見込み量について
平成 26 年 8 月 27 日	アンケート調査結果報告会の実施

年月日	内 容
平成 26 年 9 月 26 日	第 4 回庁内会議 (1) 障害福祉サービスの見込み量について
平成 26 年 10 月 2 日	第 4 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 障害福祉サービスの見込み量について
平成 26 年 10 月 30 日	第 5 回庁内会議 (1) 障害福祉サービスの見込み量について
平成 26 年 11 月 6 日	第 5 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 障害福祉サービスの見込み量について
平成 26 年 11 月 20 日	第 6 回庁内会議 (1) 障害者計画分野別計画案について
平成 26 年 11 月 28 日	第 6 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 障害者計画分野別計画案について
平成 26 年 12 月 24 日 ～1 月 22 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 23 日 【予定】	第 7 回庁内会議 (1) 第 3 期桑名市障害者計画・第 4 期障害福祉計画の最終案について
平成 27 年 1 月 29 日 【予定】	第 7 回桑名市地域自立支援協議会 (1) 第 3 期桑名市障害者計画・第 4 期障害福祉計画の最終案について

3 桑名市地域自立支援協議会条例

○平成26年3月24日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者が安心して地域で暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議するため設置する桑名市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築に向けた協議に関する事項
- (2) 桑名市障害者計画及び障害福祉計画に関する事項
- (3) 障害福祉サービスの推進及び調整に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者関係団体が推薦した者
- (2) 社会福祉団体が推薦した者
- (3) 桑名市自治会連合会が推薦した者
- (4) ボランティア関係団体が推薦した者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

4 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会及びワーキンググループ)

第7条 協議会は、特定の事項について協議を行うため、専門部会及びワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(桑名市地域自立支援協議会委員の任期の特例)

2 この条例の施行後、平成28年3月31日までの間に委嘱される桑名市地域自立支援協議会の委員の任期は、この条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

4 桑名市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

所属等	名前	備考
ぴあぴあ	浅野 浩一	
桑名市手をつなぐ親の会会長	伊藤 勇	
桑名ボランティア連絡協議会会長	川瀬 みち代	
桑名市肢体不自由児者保護者会会長	栗田 みどり	
桑名商工会議所専務理事	斎藤 隆司	平成 25 年度まで
桑名市精神障害者家族相談員	坂井 眞佐子	
桑名市聴覚障害者協会会長	峪 信隆	
ハローワーク桑名所長	塩澤 尚樹	
三重県桑名保健所 保健衛生室 地域保健課課長	谷出 早由美	平成 25 年度まで
公募委員	東條 尚子	
三重県くわな特別支援学校校長	鳥井 誠司	
公募委員	中塩屋 千夏	
桑名歯科医師会代表	藤田 豪俊	
桑名市自治会連合会会長	藤原 隆	
桑名市障害者団体連絡協議会会長 桑名市身体障害者福祉協会会長	細井 五十鈴	
ハローワーク桑名所長	牧野 俊昭	平成 25 年度まで
三重県桑名保健所 保健衛生室 地域保健課課長	松岡 里美	委員長
桑名医師会副会長	松岡 初文	
桑名市視覚障害者協会会長	水谷 學	
障害者サービス事業所連絡協議会会長	村木 顯太郎	副委員長
桑名商工会議所専務理事	森下 充英	
桑名市社会福祉協議会会長 桑名市民生委員児童委員協議会連合会会長	山中 啓圓	
三重県障害者相談支援センター 地域支援課 副参事兼課長	オブザーバー 堀山 由実	
障がい者総合相談支援センター そういん	圏域アドバイザー 中村 弘樹	

